

# フィギュアフォークラブ みなと会員 規約

## 第1条（名称）

本会は、フィギュアフォークラブ みなと会員（以下「本会」という）と称する。

## 第2条（目的）

本会は、東京都港区におけるレスリングの普及・振興を通じて、港区民の健康増進、青少年の健全育成および地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

## 第3条（団体の性格・運営方針）

1. 本会は、営利を目的としない社会教育関係団体とする。
2. 活動は港区民を主体とし、地域に開かれた健全なスポーツ活動として運営する。
3. 政治・宗教・営利活動を目的とする利用は一切行わない。

## 第4条（会員資格）

1. 本会の会員は、原則として東京都港区在住の者とする。
2. 入会時に、港区在住を確認できる公的証明書（写し）の提出を求める。
3. 提出された公的証明書は、港区学校施設利用団体への名簿登録のためにのみ使用し、港区役所担当部署へ提出する。
4. 個人情報適切に管理し、前項の目的以外には使用しない。
5. 未成年者の場合は、保護者の同意を必要とする。

## 第5条（活動場所・内容）

1. 活動場所は、港区立施設（青山中学校第二体育館等）とする。
2. 活動内容は、レスリングを中心としたスポーツ・健康づくり・交流活動とする。
3. 港区および学校施設利用規則を遵守する。

## 第6条（活動範囲）

みなと会員は、港区立施設で実施される本会活動のみ参加できる。

## 第7条（入会・退会）

1. 入会は所定の申込書提出と代表の承認をもって成立する。
2. 退会は本人または保護者の申し出により、随時できる。

## 第8条（参加費）

1. 本会は月謝制を設けない。
2. 通常の活動参加にあたり、参加費は徴収しない。
3. ただし、運営に必要な実費については、必要に応じて別途徴収する場合がある。
4. スポーツ安全保険料は別途必要とし、各自で支払うものとする。なお、当会では徴収を行わない。

## 第9条（大会参加）

みなと会員は、フィギュアフォークラブ所属選手として公式大会への出場はできない。

## 第10条（保険）

会員はクラブ指定のスポーツ安全保険へ必ず加入する。

## 第11条（事故・免責）

活動中の事故について、本会は応急処置のみ行い、その後の責任を負わない。

## 第12条（規律）

会員は指導者の指示に従い、安全・礼儀・秩序を守る。

## 第13条（役員）

本会に次の役員を置く。

- ・代表 1名
- ・会計 1名
- ・監事 1名

## 第14条（役員の職務）

1. 代表は本会を代表し、会務を統括する。
2. 会計は収支管理および会計事務を担当する。
3. 監事は会計を監査し、必要に応じて報告する。

## 第15条（役員の任期）

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第16条（除名）

規約違反・秩序を乱す行為があった場合、代表判断により除名できる。

## 第17条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第18条（施行）

平成19年8月1日 制定・施行

平成27年5月1日 改訂

平成29年5月1日 改訂

令和2年4月1日 改訂

令和7年12月25日 改訂

令和8年4月1日 改訂